

中央社会保険医療協議会 調査実施小委員会（第 52 回） 議事次第

令和 3 年 2 月 3 日（水） 10:30～

於 オンライン開催

議 題

○第 23 回医療経済実態調査について

# 医療経済実態調査（医療機関等調査）に 係る主な論点

# 目次

- 1 前回調査実施小委員会での主な意見と対応案
- 2 その他の見直し(保険薬局関係)

# 目次

- 1 前回調査実施小委員会での主な意見と対応案
- 2 その他の見直し(保険薬局関係)

# 前回の調査実施小委(令和3年1月13日)での主な意見と対応案

## (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が少ない月の追加調査の実施について

- 令和2年度の損益の状況のみでは、間違った解釈になるおそれがあるため、令和3年度以降の単月調査は実施すべき。
- 新型コロナウイルス感染症の影響については、単月調査を実施すれば、他の調査と併せて分析することで、コロナを受け入れている医療機関の実態は把握できると思うが、コロナを受け入れていない医療機関への影響をどう把握するか整理しておくべき。
- 単月調査は年度調査よりも回答負担が大きく、回答率も低くなることが予想され、分析や解釈が難しいおそれがある。
- 追加調査は負担が大きく、実施することで既存の調査の回答率も減少するおそれがある。
- 回答率が低いことが予想され、中途半端な回答結果となる恐れがある。回答率が低い場合には分析は行わないなど、取扱いについて検討しておくべき。
- 実施するなら、回答負担を考慮して、調査項目は可能な限り簡素化すべき。

⇒ 単月調査については、事務局で簡素化した調査項目の案を準備した上で、引き続き議論してはどうか。

また、最終的に単月調査を実施するか否かについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、春頃を目処に決定することとしてはどうか。

# (参考) 単月調査の調査項目について

○ 単月調査の項目については、収益、費用共に内訳に関する項目を出来るだけ省略する。  
(年度 49項目 ⇒ 月次 11項目)

## (例) 一般病院の調査項目の場合

I 医業収益		年度	単月	III 医業・介護費用		年度	単月	IV 損益差額		年度	単月
入院診療収益	保険診療収益	○	○	医薬品費	○	○	○	損益差額	○	○	
	公害等診療収益	○		診療材料費・医療消耗器具備品費	○						
	その他の診療収益	○		(うち)特定保険医療材料費	○						
特別の療養環境収益		○	○	給食用材料費	○	V その他の収益・その他の費用		その他の収益		○	-
外来診療収益	保険診療収益	○	○	給与費	○	○	○	(うち)補助金負担金のうち人件費・運営費補助	○	-	
	公害等診療収益	○		(うち)通勤手当	○			(うち)補助金負担金のうち設備費補助	○	-	
	その他の診療収益	○		(うち)法定福利費	○			(うち)新型コロナウイルス感染症関連の補助金	○	-	
その他の医業収益		○	○	委託費	○	その他の費用		○	-		
医業収益合計		○	○	設備関係費	○	VI 特別利益・特別損失		特別利益		○	-
II 介護収益				(うち)減価償却費	○	特別損失		○	-		
施設サービス収益		○	-	(うち)建物減価償却費	○	VII 総損益差額		特別利益		○	-
住宅サービス収益		○	-	(うち)医療機器減価償却費	○	特別利益		特別利益		○	-
(うち)短期入所療養介護分		○	-	(うち)設備機器賃借料	○	VIII 税金		法人税		○	-
その他の介護収益		○	-	(うち)医療機器賃借料	○	住民税		住民税		○	-
介護収益合計		○	○	(うち)土地賃借料	○	事業税		事業税		○	-
				(うち)消費税課税対象費用	○	IX 税引後の総損益差額		税引後の総損益差額		○	-
				経費	○						
				(うち)消費税課税対象費用	○						
				その他の医業・介護費用	○						
				(うち)消費税課税対象費用	○						
				(うち)控除対象外消費税等負担額	○						
				医業・介護費用合計	○						

# 前回の調査実施小委（令和3年1月13日）での主な意見と対応案

## (2) その他新型コロナウイルス感染症に関するご意見

- ① 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていない医療機関にも受診控え等の影響が生じている。
- ② 決算月によって、新型コロナウイルス感染症による影響が異なることに留意するべき。

① ⇒ 新型コロナウイルス感染症患者の受入状況に関する調査項目については、具体的には、以下の通りとしてはどうか。また、受入状況に応じた集計も行うこととしてはどうか。

（病院）

- ・ 病院の基本データの項目に、「重点医療機関※1・協力医療機関※2の指定状況」という項目を追加

※1 都道府県の指定を受け、新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関

※2 都道府県の指定を受け、新型コロナウイルス感染症患者としての確定診断がつくまでの間、新型コロナ疑い患者専用の個室を設定して当該患者を受け入れ、必要な救急医療等を提供する医療機関

- ・ 病院の基本データの項目に「新型コロナウイルス感染症入院患者の受入状況」という項目を追加

（一般診療所）

- ・ 一般診療所の基本データの項目に、「診療・検査医療機関※の指定状況」という項目を追加

※ 都道府県の指定を受け、発熱患者の外来診療・検査体制を確保している医療機関

- ・ 一般診療所の基本データの項目に「新型コロナウイルス感染症疑い患者の受入状況」という項目を追加

② ⇒ 3月決算の施設のみを集計した結果についても公表してはどうか。

# 前回の調査実施小委（令和3年1月13日）での主な意見と対応案

## (3)有効回答率に関する主な意見

- 調査の正確性を高めるために、有効回答率の向上が大事。調査項目の追加については、回答率とのバランスを考えるべき。
- 新型コロナウイルス感染症による影響で都道府県毎の回答率のバラツキが更に大きくなることに留意するべき。

⇒ 前回の議論を踏まえ、以下の対応を行ってはどうか。

### ①回答意欲の喚起

- 診療側関係団体への協力依頼を引き続き実施。協力依頼先の追加。
- 回答のインセンティブを与えるため、調査票等と併せて、経営状況のフィードバックの見本を送付。

### ②回答負担の軽減

- フォントやレイアウト等を工夫し、より見やすく記入しやすい調査票に変更。
- 記入者負担の軽減や誤記入防止の観点から、電子調査票の利用を促進。



# 目次

- 1 前回調査実施小委員会での主な意見  
と対応案
- 2 その他の見直し(保険薬局関係)

## その他の見直し(保険薬局関係)

- 保険薬局について、保険調剤の実態をより正確に把握する観点から、「医薬品等費」の内訳として、
  - ・「(うち)調剤用医薬品費」
  - ・「(うち)一般用医薬品費」という項目を追加してはどうか。

なお、これらの項目について、回答医療機関等の過度な負担とならないよう、回答が困難場合でも回答全体は有効回答として扱うこととしてはどうか。

- 保険薬局について、特定の保険医療機関との不動産の賃貸借関係の実態を把握する観点から、「賃貸借関係がある場合、賃貸借している不動産の種類(土地・建物か、それ以外か)」を問う項目を追加してはどうか。

## 第 23 回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第 23 回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、前回調査をベースとして、次の基本的な考え方に沿って実施する。

### 1 調査日程及び調査対象時期

#### （1）調査日程

##### ① 調査票の配布

令和 3 年 7 月

##### ② 調査の回答期限

令和 3 年 8 月中旬とするが、柔軟に対応する。

##### ③ 報告時期

調査結果の報告時期については、前回同様を目標とする。

（参考）第 22 回調査 令和元年 11 月 13 日（中医協総会・調査実施小委）

#### （2）調査対象時期

令和 3 年 3 月末までに終了する直近 2 事業年（度）とする。また、単月調査を実施する場合は令和元年、2 年、3 年の 3 ヶ年のいずれかの同月について実施する。なお、最終的に単月調査を実施するか否かについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、春頃を目処に決定する。

### 2 調査対象及び抽出率

#### （1）調査対象

前回と同様とする。

（参考）第 22 回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び 1 月間の調剤報酬明細書の取扱件数が 300 件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院、刑務所・船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び 1 月間の診療時間が 100 時間未満であると推定された医療機関は除外する。

#### （2）抽出率

前回と同様とする。

（参考）第 22 回調査

病 院 1 / 3

（※特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は 1 / 1）

一般診療所 1 / 20

歯科診療所	1 / 50
保険薬局	1 / 25

### 3 調査項目の主な変更点

- (1) 病院において、「その他の収益」の内訳として、「(うち)新型コロナウイルス感染症関連の補助金」を追加。(一般診療所、歯科診療所においては「その他医業収益」の内訳、保険薬局においては「その他の薬局事業収益」の内訳)
- (2) 病院、一般診療所について、新型コロナウイルス感染症患者の受入状況に関する項目を追加。病院について、重点医療機関・協力医療機関の指定状況に関する項目を追加。一般診療所について、診察・検査医療機関の指定状況に関する項目を追加。
- (3) 保険薬局について、保険調剤の実態をより正確に把握する観点から、「医薬品等費」の内訳として、「(うち)調剤用医薬品費」「(うち)一般用医薬品費」という項目を追加。
- (4) 保険薬局について、特定の保険医療機関との不動産の賃貸借関係の実態を把握する観点から、「賃貸借関係がある場合、賃貸借している不動産の種類(土地・建物か、それ以外か)」という項目を追加。
- (5) 単月の収益、費用について項目を追加。なお、最終的に単月調査を実施するかどうかについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、春頃を目処に決定する。

### 4 集計項目

#### (1) 基本集計

- ① 病院
  - ・ 集計1 (医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設)
  - ・ 集計2 (調査に回答した全ての施設)
- ② 一般診療所・歯科診療所・保険薬局
  - ・ 集計2 (調査に回答した全ての施設)

#### (2) 機能別集計等

- ・ 一般病院 加重平均による損益状況
- ・ 病院機能別の損益状況
- ・ 入院基本料別の損益状況
- ・ 一般病院 病床規模別の損益状況
- ・ 一般病院 100床当たりの損益状況
- ・ 療養病床60%以上の一般病院の損益状況
- ・ 療養病床を有しない病院の損益状況
- ・ 在宅療養支援病院の損益状況

- ・ 一般診療所 主たる診療科別の損益状況
- ・ 在宅療養支援診療所の損益状況
- ・ 在宅療養支援歯科診療所の損益状況
- ・ 保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況
- ・ 保険薬局 調剤報酬等の算定状況別の損益状況
- ・ 保険薬局 店舗数別の損益状況
- ・ 保険薬局 調剤基本料等別の損益状況
- ・ 保険薬局 立地別の損益状況
- ・ 院外処方率別の損益状況
- ・ 地域別の損益状況
- ・ 損益差額階級別施設数
- ・ 最頻損益差額階級の損益状況
- ・ 損益差額及び損益率の状況
- ・ 職種別常勤職員 1 人平均給料年（度）額等
- ・ 資産・負債の状況
- ・ キャッシュ・フローの状況
- ・ 設備投資額の状況
- ・ 税金の状況
- ・ 損益率等の分布
- ・ 収益と費用の 45 度分析
- ・ 事業年（度）の分布
- ・ 消費税課税対象費用等の状況
- ・ 3 月決算の施設の損益の状況
- ・ 一般病院 重点医療機関・協力医療機関の損益の状況
- ・ 一般病院 新型コロナウイルス感染症による入院患者の受け入れ状況別の損益の状況
- ・ 一般診療所 診療・検査医療機関の損益の状況
- ・ 一般診療所 新型コロナウイルス感染症による患者の受け入れ状況別の損益の状況

### （3）青色申告者（省略方式）の調査

前回同様、調査票記入上の負担への配慮が必要と考えられる一般診療所及び歯科診療所（ただし、個人立であって青色申告を行っているものに限る。）について、青色申告決算書、付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略できる（回答者において選択する）こととする。

ただし、全項目の記入が可能な場合には、できるだけ全項目の記入を促すこととする。

## 5 その他

### （1）有効回答率の向上策

#### ① 回答意欲の喚起

- ・ 診療側関係団体への協力依頼を引き続き実施。協力依頼の対象追加。
- ・ 回答のインセンティブを与えるため、調査票等と併せて、経営状況のフィードバックの見本を送付。

## ② 回答負担の軽減

- ・ フォントやレイアウト等を工夫し、より見やすく記入しやすい調査票に変更。
- ・ 記入者負担の軽減や誤記入防止の観点から、電子調査票の利用を促進。

# 医療経済実態調査(医療機関等調査)における調査項目の変更点

中医協 実 - 3  
3 . 2 . 3

前回 (第22回)

今回 (第23回) 案

○: 設問あり    -: 設問なし

○: 設問あり    -: 設問なし

(1) 基本データ

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者 (開設主体)		○	○	○	○
病床の状況	一般病床数	○	-	-	-
	療養病床数	○	-	-	-
	介護療養型医療施設分	○	-	-	-
	精神科病床数	○	-	-	-
	介護療養型医療施設分	○	-	-	-
	結核病床数	○	-	-	-
	感染症病床数	○	-	-	-
	許可病床数合計 介護療養型医療施設分	○	○	-	-
処方状況	処方せん料の算定 (院外処方) の回数	○	○	○	-
	処方料の算定 (院内処方) の回数	○	○	○	-
直近の2事業年(度)	平成30年3月末までに終了した事業年(度)	○	○	○	○
	平成31年3月末までに終了した事業年(度)	○	○	○	○
休廃止等の状況		○	○	○	○
届け出ている在宅療養支援病院等の区分		○	○	○	-
入院基本料等の状況		○	-	-	-
主たる診療科目		-	○	-	-
ユニット数		-	-	○	-
複数の病院、診療所等の保有の有無		○	○	○	-
同一グループの保険調剤を行っている店舗数		-	-	-	○
保険調剤の状況	処方せん枚数	-	-	-	○
	後発医薬品割合	-	-	-	○
調剤用備蓄医薬品品目数	内用薬	-	-	-	○
	後発医薬品品目数	-	-	-	○
	外用薬	-	-	-	○
	後発医薬品品目数	-	-	-	○
	注射薬	-	-	-	○
	後発医薬品品目数	-	-	-	○
薬学管理等の状況	在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数	-	-	-	○
	居宅療養管理指導費 (介護保険) の算定回数	-	-	-	○
調剤基本料等の状況		-	-	-	○
立地状況		-	-	-	○
消費税の経理方式		○	○	○	○
記入項目の一部省略の有無 (青色申告者)		-	○	○	-

年度更新

同一グループに変更

(1) 基本データ

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者 (開設主体)		○	○	○	○
病床の状況	一般病床数	○	-	-	-
	療養病床数	○	-	-	-
	介護療養型医療施設分	○	-	-	-
	精神科病床数	○	-	-	-
	介護療養型医療施設分	○	-	-	-
	結核病床数	○	-	-	-
	感染症病床数	○	-	-	-
	許可病床数合計 介護療養型医療施設分	○	○	-	-
処方状況	処方せん料の算定 (院外処方) の回数	○	○	○	-
	処方料の算定 (院内処方) の回数	○	○	○	-
直近の2事業年(度)	令和2年3月末までに終了した事業年(度)	○	○	○	○
	令和3年3月末までに終了した事業年(度)	○	○	○	○
休廃止等の状況		○	○	○	○
届け出ている在宅療養支援病院等の区分		○	○	○	-
入院基本料等の状況		○	-	-	-
主たる診療科目		-	○	-	-
ユニット数		-	-	○	-
複数の病院、診療所等の保有の有無		○	○	○	-
同一グループの保険調剤を行っている店舗数		-	-	-	○
保険調剤の状況	処方せん枚数	-	-	-	○
	後発医薬品割合	-	-	-	○
調剤用備蓄医薬品品目数	内用薬	-	-	-	○
	後発医薬品品目数	-	-	-	○
	外用薬	-	-	-	○
	後発医薬品品目数	-	-	-	○
	注射薬	-	-	-	○
	後発医薬品品目数	-	-	-	○
薬学管理等の状況	在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数	-	-	-	○
	居宅療養管理指導費 (介護保険) の算定回数	-	-	-	○
調剤基本料等の状況		-	-	-	○
立地状況 (賃借している場合の不動産の種類を追加)		-	-	-	○
消費税の経理方式		○	○	○	○
記入項目の一部省略の有無 (青色申告者)		-	○	○	-
重点医療機関・協力医療機関の指定状況		○	-	-	-
診療・検査医療機関の指定状況		-	○	-	-
新型コロナウイルス感染症患者の受入状況		○	○	-	-

年度更新

項目追加

新設  
新設  
新設

前回（第22回）

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(保険薬局においては「収益」)	保険診療収益（患者負担含む） （保険薬局においては「保険調剤収益」）	(入院) ○	(入院) ○	○	○
		(外来) ○	(外来) ○		
	公害等診療収益 （歯科診療所においては「労災等診療収益」、 保険薬局においては「公害等調剤収益」）	(入院) ○	(入院) ○	○	○
		(外来) ○	(外来) ○		
	その他の診療収益 （保険薬局においては「その他の薬局事業収益」）	(入院) ○	(入院) ○	○	○
		(外来) ○	(外来) ○		
	特別の療養環境収益	○	－	－	－
その他の医業収益	○	○	○	－	
医業収益合計		○	○	○	○
介護収益	施設サービス収益	○	○	－	－
	居宅サービス収益	○	○	○	○
	短期入所療養介護分	○	○	－	－
	その他の介護収益	○	○	○	○
	介護収益合計	○	○	○	○

今回（第23回）案

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(保険薬局においては「収益」)	保険診療収益（患者負担含む） （保険薬局においては「保険調剤収益」）	(入院) ○	(入院) ○	○	○
		(外来) ○	(外来) ○		
	公害等診療収益 （歯科診療所においては「労災等診療収益」、 保険薬局においては「公害等調剤収益」）	(入院) ○	(入院) ○	○	○
		(外来) ○	(外来) ○		
	その他の診療収益 （保険薬局においては「その他の薬局事業収益」）	(入院) ○	(入院) ○	○	○
		(外来) ○	(外来) ○		
	特別の療養環境収益	○	－	－	－
その他の医業収益	○	○	○	－	
新型コロナウィルス感染症関連の補助金	－	○	○	○	
医業収益合計		○	○	○	○
介護収益	施設サービス収益	○	○	－	－
	居宅サービス収益	○	○	○	○
	短期入所療養介護分	○	○	－	－
	その他の介護収益	○	○	○	○
	介護収益合計	○	○	○	○

新設



前回（第22回）

○：設問あり    -：設問なし

(2) 損益

		病院	
医業・介護費用	材料費	医薬品費	○
		診療材料費・医療消耗器具備品費	○
		特定保険医療材料費	○
		給食料材料費	○
	給与費		○
		通勤手当	○
		法定福利費	○
	委託費		○
	設備関係費		○
	減価償却費	減価償却費	○
		建物減価償却費	○
		医療機器減価償却費	○
		設備機器賃借料	○
		医療機器賃借料	○
	土地賃借料		○
		消費税課税対象費用 (設備機器賃借料を除く)	○
	経費		○
		消費税課税対象費用	○
その他の医業・介護費用		○	
	消費税課税対象費用	○	
	控除対象外消費税等負担額	○	
医業・介護費用合計		○	

新設

新設

新設

新設

損益差額 (医業収益合計+介護収益合計-医業・介護費用合計)	○
--------------------------------	---

その他の収益	○
補助金・負担金等	○
人件費補助・運営費補助	○
設備費補助	○
その他の費用	○

特別損益	○
特別損失	○

総損益差額 (損益差額+その他の収益-その他の費用+特別利益-特別損失)	○
--------------------------------------	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額 (総損益差額-税金)	○
----------------------	---

今回（第23回）案

○：設問あり    -：設問なし

(2) 損益

		病院	
医業・介護費用	材料費	医薬品費	○
		診療材料費・医療消耗器具備品費	○
		特定保険医療材料費	○
		給食料材料費	○
	給与費		○
		通勤手当	○
		法定福利費	○
	委託費		○
	設備関係費		○
	減価償却費	減価償却費	○
		建物減価償却費	○
		医療機器減価償却費	○
		設備機器賃借料	○
		医療機器賃借料	○
	土地賃借料		○
		消費税課税対象費用 (設備機器賃借料を除く)	○
	経費		○
		消費税課税対象費用	○
その他の医業・介護費用		○	
	消費税課税対象費用	○	
	控除対象外消費税等負担額	○	
医業・介護費用合計		○	

損益差額 (医業収益合計+介護収益合計-医業・介護費用合計)	○
--------------------------------	---

その他の収益	○
補助金・負担金等	○
人件費補助・運営費補助 (新型コロナウイルス感染症関連を除く)	○
設備費補助 (新型コロナウイルス感染症関連を除く)	○
新型コロナウイルス感染症関連の補助金	○
その他の費用	○

新設

特別損益	○
特別損失	○

総損益差額 (損益差額+その他の収益-その他の費用+特別利益-特別損失)	○
--------------------------------------	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額 (総損益差額-税金)	○
----------------------	---

前回（第22回）

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益

		一般診療所
医業・介護費用	給与費	○
	通動手当	○
	法定福利費	○
	医薬品費	○
	材料費	○
	特定保険医療材料費	○
	給食用材料費	○
	委託費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	その他の医業・介護費用	○
	土地賃借料	○
	設備機器賃借料	○
	医療機器賃借料	○
	消費税課税対象費用 (設備機器賃借料を除く)	○
	控除対象外消費税等負担額	○
医業・介護費用合計	○	

新設

新設

損益差額 (医業収益合計+介護収益合計-医業・介護費用合計)	○
--------------------------------	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額 (総損益差額-税金)	○
----------------------	---

今回（第23回）案

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益

		一般診療所
医業・介護費用	給与費	○
	通動手当	○
	法定福利費	○
	医薬品費	○
	材料費	○
	特定保険医療材料費	○
	給食用材料費	○
	委託費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	その他の医業・介護費用	○
	土地賃借料	○
	設備機器賃借料	○
	医療機器賃借料	○
	消費税課税対象費用 (設備機器賃借料を除く)	○
	控除対象外消費税等負担額	○
医業・介護費用合計	○	

損益差額 (医業収益合計+介護収益合計-医業・介護費用合計)	○
--------------------------------	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額 (総損益差額-税金)	○
----------------------	---

前回（第22回）

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益

		歯科診療所
医業・介護費用	給与費	○
	通勤手当	○
	法定福利費	○
	医薬品費	○
	歯科材料費	○
	特定保険医療材料費	○
	委託費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	その他の医業・介護費用	○
	土地賃借料	○
	設備機器賃借料	○
	医療機器賃借料	○
	消費税課税対象費用 （設備機器賃借料を除く）	○
	控除対象外消費税等負担額	○
	医業・介護費用合計	○

新設

新設

損益差額（医業収益合計＋介護収益合計－医業・介護費用合計）	○
-------------------------------	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額（総損益差額－税金）	○
---------------------	---

今回（第23回）案

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益

		歯科診療所
医業・介護費用	給与費	○
	通勤手当	○
	法定福利費	○
	医薬品費	○
	歯科材料費	○
	特定保険医療材料費	○
	委託費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	その他の医業・介護費用	○
	土地賃借料	○
	設備機器賃借料	○
	医療機器賃借料	○
	消費税課税対象費用 （設備機器賃借料を除く）	○
	控除対象外消費税等負担額	○
	医業・介護費用合計	○

損益差額（医業収益合計＋介護収益合計－医業・介護費用合計）	○
-------------------------------	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額（総損益差額－税金）	○
---------------------	---

前回（第22回）

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益

		保険業局	
費用	給与費	○	
	通勤手当	○	
	法定福利費	○	
	医薬品等費	○	
	特定保険医療材料費	○	新設
	委託費	○	
	減価償却費	○	
	建物減価償却費	○	
	医療機器減価償却費	○	
	その他の経費	○	
	土地賃借料	○	
	設備機器賃借料	○	
	医療機器賃借料	○	
	消費税課税対象費用 (設備機器賃借料を除く)	○	新設
	控除対象外消費税等負担額	○	
医薬・介護費用合計	○		
損益差額 (医薬収益合計+介護収益合計-医薬・介護費用合計)		○	

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額 (総損益差額-税金)	○
----------------------	---

今回（第23回）案

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益

		保険業局	
費用	給与費	○	
	通勤手当	○	
	法定福利費	○	
	医薬品等費	○	
	調剤用医薬品費	○	新設
	一般用医薬品費	○	新設
	特定保険医療材料費	○	
	委託費	○	
	減価償却費	○	
	建物減価償却費	○	
	医療機器減価償却費	○	
	その他の経費	○	
	土地賃借料	○	
	設備機器賃借料	○	
	医療機器賃借料	○	
消費税課税対象費用 (設備機器賃借料を除く)	○		
控除対象外消費税等負担額	○		
医薬・介護費用合計	○		
損益差額 (医薬収益合計+介護収益合計-医薬・介護費用合計)		○	

損益差額 (医薬収益合計+介護収益合計-医薬・介護費用合計)		○
--------------------------------	--	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額 (総損益差額-税金)	○
----------------------	---

今回（第23回）案

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益（月次）

		病院
医 業 収 益	入院診療収益	○
	特別の療養環境収益	○
	外来診療収益	○
	その他の医業収益	○
	医業収益合計	○

介護収益合計	○
--------	---

医 業 ・ 介 護 費 用	材料費（医薬品費含む）	○
	給与費	○
	材料費、給与費以外の費用	○
	医業・介護費用合計	○

損益差額（医業収益合計＋介護収益合計－医業・介護費用合計）	○
-------------------------------	---

単月調査を実施する場合の  
調査項目のイメージ  
(病院)

今回（第23回）案

○：設問あり    -：設問なし

単月調査を実施する場合の  
調査項目のイメージ  
(診療所、歯科診療所、保険薬局)

(2) 損益（月次）

		一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(保険薬局では「収益」)	入院診療収益	○	○ (診療収益)	-
	外来診療収益	○		
	その他の医業収益 (保険薬局では「その他薬局事業収益」)	○	○	-
	医業収益合計 (保険薬局では「収益」)	○	○	○

介護収益合計	○	○	○
--------	---	---	---

(保険薬局では「費用」)	給与費	○	○	○
	材料費（含む医薬品費） (歯科診療所は「歯科材料費」、薬局は「医薬品等費」)	○	○	○
	給与費・材料費以外の費用	○	○	○
	医業・介護費用合計	○	○	○

損益差額（医業収益合計＋介護収益合計－医業・介護費用合計）	○	○	○
-------------------------------	---	---	---

前回（第22回）

○：設問あり    -：設問なし

(3) 給与

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局	
常勤職員	延べ人員、給料合計、賞与合計	病院長 (一般診療所、歯科診療所においては「院長」、 保険薬局においては「管理薬剤師」)	○	○	○	○
		医師	○	○	-	-
		歯科医師	○	○	○	-
		薬剤師	○	○	○	○
		看護職員	○	○	-	-
		看護補助職員	○	○	-	-
		医療技術員	○	○	-	-
		歯科衛生士	○	-	○	-
		歯科技工士	○	-	○	-
		事務職員	○	○	○	○
		その他の職員	○	○	○	○
		役員	○	○	○	○
		合計	○	○	○	○

技能労務員・労務員  
をその他の職員に統合

今回（第23回）案

○：設問あり    -：設問なし

(3) 給与

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局	
常勤職員	延べ人員、給料合計、賞与合計	病院長 (一般診療所、歯科診療所においては「院長」、 保険薬局においては「管理薬剤師」)	○	○	○	○
		医師	○	○	-	-
		歯科医師	○	○	○	-
		薬剤師	○	○	○	○
		看護職員	○	○	-	-
		看護補助職員	○	○	-	-
		医療技術員	○	○	-	-
		歯科衛生士	○	-	○	-
		歯科技工士	○	-	○	-
		事務職員	○	○	○	○
		その他の職員	○	○	○	○
		役員	○	○	○	○
		合計	○	○	○	○

前回（第22回）

○：設問あり    -：設問なし

(4) 資産・負債

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
資 産	流動資産	○	○	○	○
	固定資産	○	○	○	○
	繰延資産	○	○	○	○
	資産合計	○	○	○	○

負 債	流動負債	○	○	○	○
	固定負債	○	○	○	○
	長期借入金	○	-	-	-
	負債合計	○	○	○	○

(5) キャッシュ・フロー

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
「キャッシュ・フロー計算書」を作成している場合	業務活動によるキャッシュ・フロー	○	-	-	-
	投資活動によるキャッシュ・フロー	○	-	-	-
	財務活動によるキャッシュ・フロー	○	-	-	-
	短期借入れによる収入	○	-	-	-
	長期借入れによる収入	○	-	-	-
	短期借入金の返済による支出	○	-	-	-
	長期借入金の返済による支出	○	-	-	-
	現金等の増加額（又は減少額）	○	-	-	-
	現金等の期首残高	○	-	-	-
	現金等の期末残高	○	-	-	-

成り「キャッシュ計算書」を作成している場合	短期借入れによる収入	○	-	-	-
	長期借入れによる収入	○	-	-	-
	短期借入金の返済による支出	○	-	-	-
	長期借入金の返済による支出	○	-	-	-

今回（第23回）案

○：設問あり    -：設問なし

(4) 資産・負債

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
資 産	流動資産	○	○	○	○
	固定資産	○	○	○	○
	繰延資産	○	○	○	○
	資産合計	○	○	○	○

負 債	流動負債	○	○	○	○
	固定負債	○	○	○	○
	長期借入金	○	-	-	-
	負債合計	○	○	○	○

(5) キャッシュ・フロー

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
「キャッシュ・フロー計算書」を作成している場合	業務活動によるキャッシュ・フロー	○	-	-	-
	投資活動によるキャッシュ・フロー	○	-	-	-
	財務活動によるキャッシュ・フロー	○	-	-	-
	短期借入れによる収入	○	-	-	-
	長期借入れによる収入	○	-	-	-
	短期借入金の返済による支出	○	-	-	-
	長期借入金の返済による支出	○	-	-	-
	現金等の増加額（又は減少額）	○	-	-	-
	現金等の期首残高	○	-	-	-
	現金等の期末残高	○	-	-	-

成り「キャッシュ計算書」を作成している場合	短期借入れによる収入	○	-	-	-
	長期借入れによる収入	○	-	-	-
	短期借入金の返済による支出	○	-	-	-
	長期借入金の返済による支出	○	-	-	-



前回（第22回）

○：設問あり    -：設問なし

(6) 設備投資額

	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
設備投資額	○	○	○	○
建物（建物附属設備を含む）	○	○	○	○
医療機器	○	○	○	○
うちリース分	○	○	○	○
調剤用機器	○	○	○	○
うちリース分	○	○	○	○
医療情報システム用機器	○	○	○	○
うちリース分	○	○	○	○
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	○	○	○	○

今回（第23回）案

○：設問あり    -：設問なし

(6) 設備投資額

	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
設備投資額	○	○	○	○
建物（建物附属設備を含む）	○	○	○	○
医療機器	○	○	○	○
うちリース分	○	○	○	○
調剤用機器	○	○	○	○
うちリース分	○	○	○	○
医療情報システム用機器	○	○	○	○
うちリース分	○	○	○	○
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	○	○	○	○